平成２２年（フ）第３３６３号
大阪府高槻市津之江町１丁目15番４号
債務者　野口　博史
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６４号
大阪府高槻市津之江町１丁目15番４号
債務者　野口　弘子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３６６号
大阪市天王寺区石ヶ辻町２番１―208号
債務者　渡部　雅文
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５号
福岡県京都郡苅田町神田町１丁目７番地12
債務者　日野　辰彦
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
福岡県行橋市南大橋３丁目４番29号　田中明宣方
債務者　籾井　美代
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝3244番地、前住所山形県長井市今泉750番地
債務者　酒井　賢一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０７号
山形県米沢市春日５丁目２番43号　県営春日アパート326号
債務者　島津　由美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６６号
山形県西置賜郡飯豊町大字松原884番地・885番地
債務者　菊地　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７０号
山形県米沢市中田町803番地の18
債務者　白岩真知子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７６号
山形県米沢市大字長手3397番地の185
債務者　古川　清美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第７８号
山形県南陽市椚塚544番地
債務者　寺嶋みや子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８１号
山形県長井市五十川5273番地３
債務者　松下　明美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８３号
山形県東置賜郡川西町大字上小松2727番地１
債務者　緒方　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第８４号
山形県東置賜郡川西町大字小松1214番地
債務者　鈴木　　幸
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２８７号
埼玉県比企郡川島町大字中山1383番地１浜野アパート101
債務者　内藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９５号
埼玉県所沢市大字久米1317番地の３　ビュラーコート101
債務者　寺島　美香
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６０号
愛知県岩倉市曽野町下街道８番地　リベールＴ205号
債務者　白鳥稔こと　ＳＨＩＲＡＴＯＲＩ　ＭＩＬＴＯＮ　ＭＩＮＯＲＵ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部